

文教大学私費外国人留学生に対する奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、文教大学奨学金規程第3条第2項に基づいて文教大学に学ぶ私費外国人留学生の研修活動を助成し、友好関係を深め、もって留学目的の達成に寄与するために、奨学金を支給することを目的とする。

(定義)

第2条 私費外国人留学生とは、外国籍を有し、かつ、文教大学学則第27条による正規の学生をいう。ただし、国費留学生及び政府派遣外国人留学生を除く。

(奨学金)

第3条 奨学金は、大学の毎年度予算中の奨学費及び特定寄付金をもってこれに充てる。

(選考)

第4条 奨学生の選考は、留学生委員会が行う。

2 留学生委員会は、私費外国人留学生のうち、人物、学業ともに優秀で奨学金の給付を適当と認められる者を奨学生の候補者として選考し、各学部教授会に報告し、承認を得なければならない。

(学長への報告)

第5条 各学部長は、教授会の議を経た奨学生の候補者に関する選考の経緯について学長に報告しなければならない。

(種類及び運用)

第6条 奨学金は給付とし、支給額は次のとおりとする。

(1) 月額3万円

(2) 外国の大学又は団体との協定により、金額の定めがあるときは、その取り決め額
(取扱い機関)

第7条 私費外国人留学生の奨学金に関する事務取り扱いは、大学事務局学事部とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学審議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年7月1日から一部改正施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月7日から施行する。